

令和4年度 第2回 久留米市総合教育会議

令和4年12月26日
13:00～

次 第

1 開会

2 市長挨拶

3 議題

- (1) 学校における流域治水対策について
- (2) 久留米市立小学校小規模化への対応について 非公開
- (3) 久留米市における不登校等への対応について

4 その他

5 閉会



第2回 久留米市総合教育会議 資料

～学校施設を活用した流域対策の取組～

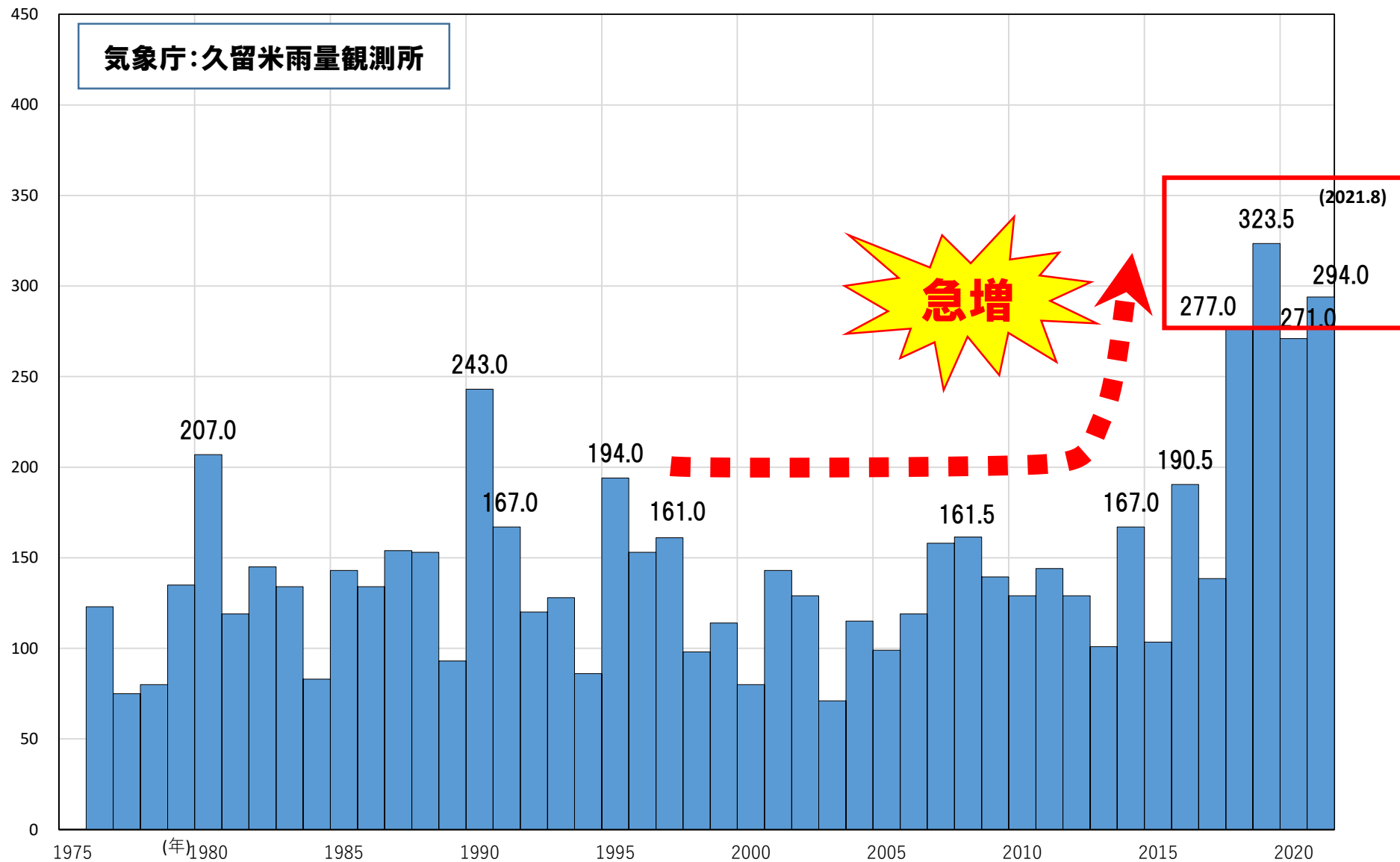
久留米市 都市建設部 河川課

◆近年の降雨状況

時期	1時間 最大雨量 (mm)	3時間 最大雨量 (mm)	24時間 最大雨量 (mm)	48時間 最大雨量 (mm)	72時間 最大雨量 (mm)	総雨量 (mm)	浸水件数
平成30年 7月	40.5		279.5 観測史上 1位	383.5 観測史上 1位		386.0 (7/5~8)	床上：423件 床下：1,011件
令和元年 7月	90.0 観測史上 1位	177.5 観測史上 1位	335.5 観測史上 1位	402.5 観測史上 1位		474.5 (7/18~23)	床上：196件 床下：120件
令和元年 8月	60.5	147.0	330	408.0		408.0 (8/26~29)	床上：27件 床下：24件
令和2年 6月	92.5 観測史上 1位		193.5	194.0		194.0 (6/26~29)	
令和2年 7月	48.0	105.5	360.5 観測史上 1位	483.0 観測史上 1位	529.0	735.0 (7/5~10)	床上：335件 床下：1,620件
令和3年 8月	72.0		387.0 観測史上 1位	572.5 観測史上 1位	718.5 観測史上 1位	896.5 (8/11~19)	床上：518件 床下：2,194件

◆年最大日雨量の推移

(mm/日)



◆主な浸水被害状況(H30.7豪雨～R3.8大雨)



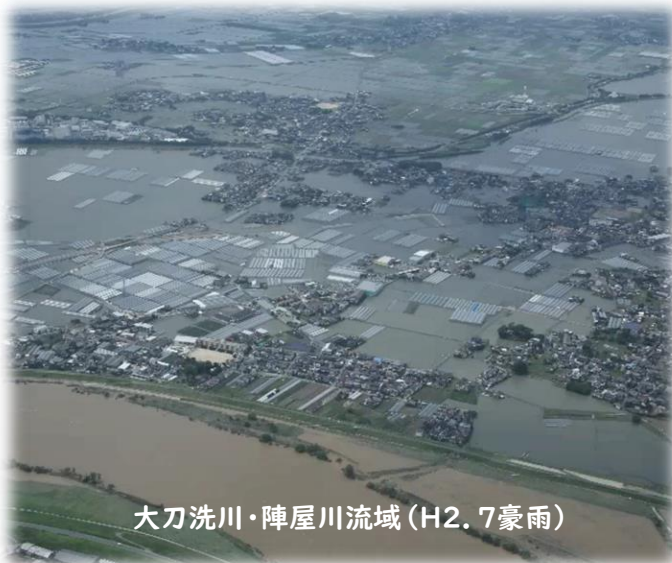
金丸川・池町川流域 (H30.7豪雨)



下弓削川・江川流域 (H30.7豪雨)



筒川流域 (R1.7大雨)



大刀洗川・陣屋川流域 (H2.7豪雨)



山ノ井川流域 (H2.7豪雨)



沼川流域 (H3.8大雨)

「流域治水への転換」

近年の気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者(国・都道府県・市町村・企業・住民等)が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換が必要。

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大 集水域
 [国・市、企業、住民]
 雨水貯留浸透施設の整備、
 ため池等の治水利用

流水の貯留 河川区域
 [国・県・市・利水者]
 治水ダムの建設・再生、
 利水ダム等において貯留水を
 事前に放流し洪水調節に活用

[国・県・市]
 土地利用と一体となった遊水
 機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

[国・県・市]
 河床掘削、引堤、砂防堰堤、
 雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

[国・県]
 「粘り強い堤防」を目指した
 堤防強化等

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導/ 住まい方の工夫 [国・市、企業、住民] 土地利用規制、誘導、移転促進、 不動産取引時の水害リスク情報提供、 金融による誘導の検討	氾濫域 浸水範囲を減らす [国・県・市] 二線堤の整備、 自然堤防の保全
---	--



③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実 氾濫域
 [国・県]
 水害リスク情報の空白地帯解消、
 多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する
 [国・県・市]
 長期予測の技術開発、
 リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化
 [企業、住民]
 工場や建築物の浸水対策、
 BCPの策定

住まい方の工夫
 [企業、住民]
 不動産取引時の水害リスク情報
 提供、金融商品を通じた浸水対
 策の促進

被災自治体の支援体制充実
 [国・企業]
 官民連携によるTEC-FORCEの
 体制強化

氾濫水を早く排除する
 [国・県・市等]
 排水門等の整備、排水強化

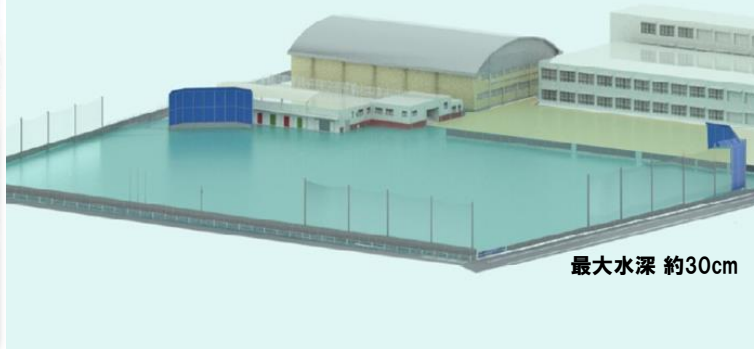
◆ 雨水流出抑制の取り組み

👍 雨水流出抑制施設(校庭貯留)

北野中学校グラウンド



貯留イメージ



【施設概要】

- グラウンド面積: 約12,000(m²)
- 想定貯留量: 約2,000トン
- 供用開始: 令和5年出水期前予定

貯留状況(宝塚東高校)

平常時



大雨時には、校庭で雨を一時的に貯留します。

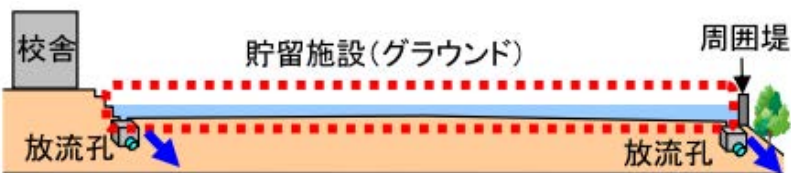


大雨時



▼ 校庭貯留の概要

学校のグラウンドを活用し、大雨時にグラウンドに降った雨を一時的に貯留施設として利用するもの。小堤等により地表面に雨水を集水し貯留する施設(オンサイト貯留施設)。



👍 雨水流出抑制施設(雨水貯留タンク)

学校施設の雨どいから雨水を取り込むタンクを設置

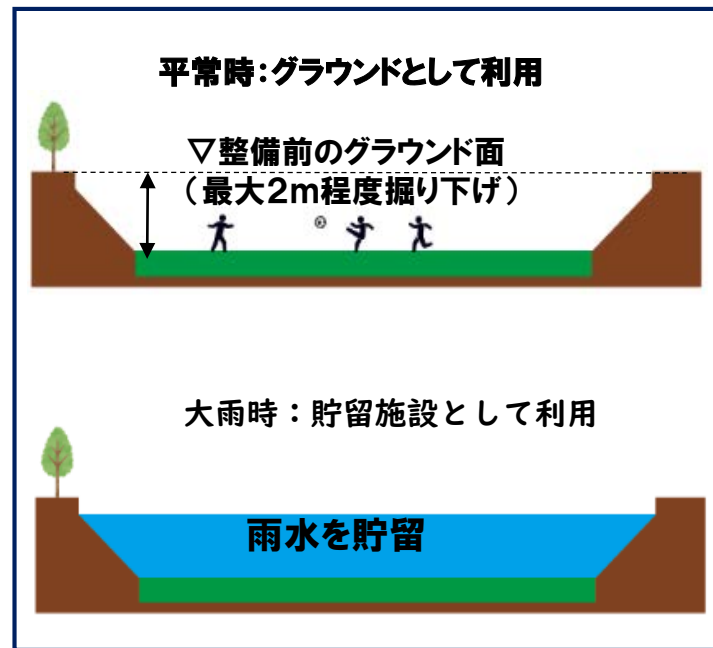
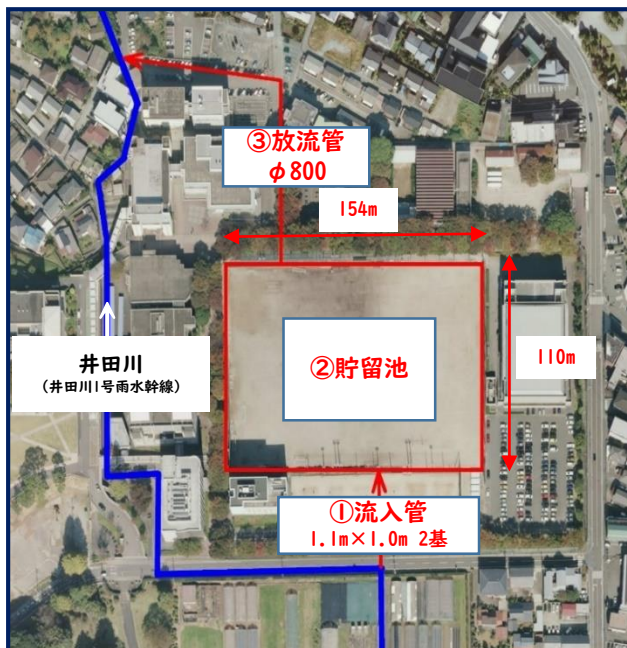


200ℓタイプ

1,000ℓタイプ

貯留することにより、雨水の流出を抑制し、貯留した雨水を散水等に利用することができる。

👉 久留米大学グラウンド貯留施設



着工前(全景)



R4年10月末時点(全景)



◆調整地諸元

- 最大貯留容量: 21,800m³
(110m×154m×1.3m)
※25mプール(25m×13m×1.3m)
約50杯分、
- 形式: グラウンド掘下式(約2m)

久留米市における不登校等への対応について

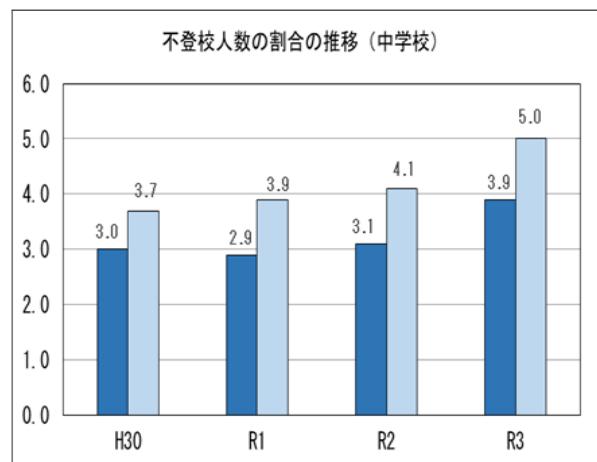
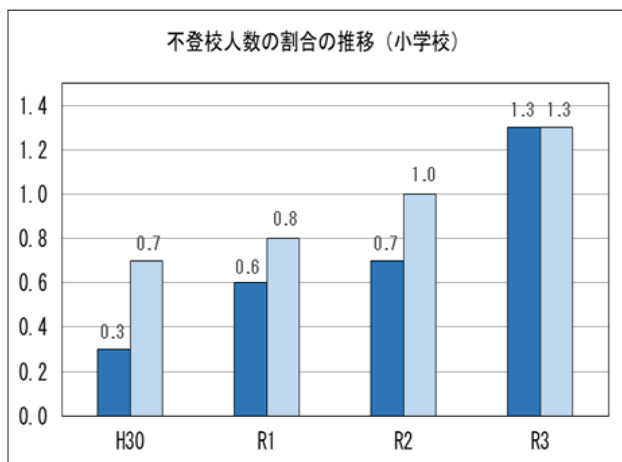
1 現在の状況

- ① 令和3年度の不登校の児童生徒数は、急激に増加しています。
 小学校 216人 前年度比 80人増 (約1.6倍) 全児童の1.3%
 中学校 296人 前年度比 67人増 (約1.3倍) 全生徒の3.9%
- ② 全国の不登校の児童生徒数は、小中学校で244,940人となり、9年連続で増加して過去最高を記録しています。
- ③ 本市の不登校以外の長期欠席(病気等)の児童生徒は374人で、不登校と合わせると886人(全体の3.55%)に達します。

【不登校の割合の推移】

	項目	H30	R1	R2	R3
市	不登校人数	46	107	136	216
	割合	0.3	0.6	0.7	1.3
国	不登校人数	44,841	53,350	63,350	81,498
	割合	0.7	0.8	1.0	1.3

	項目	H30	R1	R2	R3
市	不登校人数	216	215	229	296
	割合	3.0	2.9	3.1	3.9
国	不登校人数	119,687	127,922	132,777	163,442
	割合	3.8	3.9	4.1	5.0



2 増加する要因

不登校の要因は様々考えられますが、次のような理由が近年見られています。

- ① 児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（H29.2.14 施行）」の浸透
- ② 感染症等に伴い「学級閉鎖」「出校停止」が突発的に生じ、児童生徒の生活リズムが不規則・不安定化し、登校意欲の喪失機会の増大や学校を休むことへの抵抗感が減退
- ③ 感染症等による「学校行事の中止・縮小」「活動制約の積み重ね」など、コロナ禍以前と様変わりした学校環境が児童生徒の交友関係を阻害し、登校意欲を剥奪
- ④ 障害・外国にルーツがある・貧困・虐待・LGBTQ・ヤングケアラー・難病・ルッキズム・DVなど、児童生徒の困りごと等の多様化・複雑化が進む中で、不登校は児童生徒にとって、周囲を気遣い、周囲に迷惑をかけない方法として取り得るSOSの手段
- ⑤ ひとり親や核家族化による世帯構成の変化、長時間労働などによる保護者の労働環境の変化等による保護者と子どもの向き合う時間の減少
- ⑥ 不登校を問題視せず、容認する保護者の意識、社会的認知の拡大（不登校の一般化）

【不登校の要因】

小学校			中学校		
区分	市	全国	区分	市	全国
① 無気力、不安	36.1	49.8	① 無気力、不安	49.3	50.1
② 親子の関わり方	16.2	13.2	② 生活リズムの乱れ、あそび、非行	17.9	11.2
③ 生活リズムの乱れ、あそび、非行	14.8	13.2	③ いじめを除く友人関係をめぐる問題	11.8	11.5
④ その他	9.2	5.0	④ 学業の不振	5.1	6.1
⑤ いじめを除く友人関係をめぐる問題	8.8	6.1	⑤ 親子の関わり方	4.7	5.4
⑥ 家庭内の不和	5.1	1.5	⑥ その他	4.4	4.8
⑦ 家庭の生活環境の急激な変化	2.8	3.3	⑦ 家庭の生活環境の急激な変化	1.7	2.3
⑧ 学業の不振	2.3	3.2	⑦ 家庭内の不和	1.7	1.7
⑨ 教職員との関係をめぐる問題	1.9	1.8	⑨ 入学、転編入学、進級時の不適応	1.4	3.9
⑨ 入学、転編入学、進級時の不適応	1.9	1.7	⑩ 教職員との関係をめぐる問題	1.0	0.9
⑩ 学校のきまり等をめぐる問題	0.9	0.7	⑩ 進路に係る不安	1.0	0.8
⑫ いじめ	0.0	0.3	⑫ いじめ	0.0	0.1
⑫ 進路に係る不安	0.0	0.2	⑫ クラブ活動、部活動等への不適応	0.0	0.5
⑫ クラブ活動、部活動等への不適応	0.0	0.0	⑫ 学校のきまり等をめぐる問題	0.0	0.7

3 基本認識

不登校等は「問題行動」ではなく、教室への復帰だけを目指とせず、子どもが自らの進路を主体的に考え、社会的な自立を目指すようにすることが重要です。

【義務教育機会確保法の基本指針】

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと ◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと ◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
 - ◆ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮 応じた支援を行うこと 等
- が必要
- ・ 夜間中等における就学の機会の提供等 ➡ 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
- ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 (略)
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること

◆基本指針

この基本理念を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等、教育機会の確保等に関する施策を行うことが必要である。

まず、全ての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要である。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることが求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを旨とする必要がある。なお、これらの支援は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない。

(イ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援

不登校児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う等の観点から、地域の実情に応じ、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進する。特に、教育委員会等と民間の団体が継続的に協議を行う連携協議会の設置や公と民との連携による施設の設置・運営など、先進事例の紹介等の取組を通じて両者の連携を推進する。また、相互評価に関する調査研究を行うなどして、民間の団体間における自主的な連携協力を後押しする。

4 具体的な事業内容(来年度予算要求事項)案

不登校対策については「教育支援総合対策事業」として、市の戦略事業に位置付けて対応を図っていくことを検討しています。

① 感染症がもたらす不登校等を助長する状況への早急な対応

小学校児童生徒サポーターの拡充

- ・ 「小学校における不登校児童の急増」「これまでにない低年齢化」「中学校まで続く長期化の恐れ」等を踏まえ、家庭訪問や家庭状況の把握等の体制を拡充します。
(23校→35校)

② 不登校等の期間中における人的なつながりの確保

不登校児童生徒に対するアウトリーチ体制の構築

- ・ 不登校期間中に相談・指導を受けていない児童生徒が152人(小学校49人、中学校103人)おり、不登校児童生徒の29.7%を占めています。(令和3年度)
- ・ 学校への強い忌避感から、孤立を深め、他者とのコミュニケーションに苦手意識を持ち、将来の社会参画が困難になる恐れが高くなるため、家庭訪問やオンライン等によるアプローチが重要です。
- ・ 保護者の置かれた状況や子どもの教育に対する関心、教育への理解が厳しい場合も少なくないため、アプローチの難度も高いと考えられます。まずは支援のあり方に関する大学等との調査研究を実施します。

③ 大人の見立てによる子どものための対策から、子どもの声による子どものための対策への移行

不登校等の当事者や不登校支援事業者の声を聴く仕組みづくり

- ・ 不登校等の要因について、当事者である不登校経験者等の声を聴き取り、不登校等の原因と支援ニーズを把握します。
- ・ フリースクールなど、不登校等の児童生徒を受け入れている民間施設との意見交換を行い、施策の参考にします。

④ 不登校等の背景にある困りごとの把握と、困りごとや本人の状態に応じた多面的対策

中学校の校内教育支援教室（現：校内適応指導教室）の発展充実

- ・ 「教育機会確保法」や「子ども基本法」の制定を受け、「校内適応指導教室」を「校内教育支援教室」に改称し、「保護者や校長が認めた生徒が利用する」から「生徒の自発的な意思による利用」に役割を変化させます。
- ・ 学習内容の選択権を（教員が道筋を示しながらも）子どもに委ねるため、校内教育支援教室の「数日間利用」や「1日の中での限定利用」等を検討し、これまでの自学中心の学習支援から、オンライン参加やA Iドリルの積極的な活用による学び直しを含む学習をモデル校3校で実践します。
- ・ こうした取組内容を家庭等と連携して行うため、家庭訪問など家庭や地域との連携を図ります。

ICTを活用した多様な学びの場の確保

- ・ 不登校の児童生徒には、学校のお便りが眼に入ることさえ避けるような状態まで深刻化している児童生徒もいます。そのため、インターネットの仮想空間における対人コミュニケーションや学校活動を行う取組について大学等と調査研究を実施します。

5 適応指導教室「らるご」の学校教育課への移管

子ども未来部職員に対し、教育委員会の事務を補助執行している適応指導教室「らるご」について、不登校に対する総合的な対応を図るため補助執行を解除し、学校教育課に移管することについて協議しています。

6 中長期的視点（教育的アプローチと福祉的アプローチの準備）

学校は、主に教育を行う場として校長をはじめとする教職員が配置されており、現在は、それらを補完する形で、福祉的な役割を担う職員が派遣されています。

今後、不登校やいじめなどへの対応が増す中、学校には従来の教育的役割に加え、福祉的役割を担う職員を常駐で配置し、校長が教育的役割と福祉的役割の双方を統括することが重要となるものと考えています。

また、教育と福祉といった学校の役割の拡充に伴い、教育委員会にもこれらを支援する体制として、教育支援センター機能の整備について検討する必要があると認識しております。